

罹災証明と被災者再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した被災者生活再建支援基金を活用して実施されるものであり、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援金が支給されるものです。

世帯の構成員が複数(複数世帯)か単身世帯によっても異なりますが、複数世帯の場合、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円加算された金額を受け取る事ができます。又、単身世帯の支給額は、複数世帯に対する金額の4分の3となります。

この支援を受ける為には、自治体が発行する「罹災(りさい)証明書」という証明書が必要になります。

では罹災証明書とはどのようなものなのでしょうか。「罹災(りさい)証明」とは、市町村が発行し、被災者が被災した事実を公的に認める証明書の事で、被災者再建支援金の受給はもちろん、加入保険の保険金の受給や義援金の受給・税金の減免申請・国民健康保険料の減免申請・被災者向けの融資申請・仮設住宅への入居申請などにも必要となる証明書です。

罹災証明書は、住宅の資産的な被害の度合いを「全壊」や「半壊」「一部破損」などの区分で証明されますが、被災者の倒壊感覚と調査を行なう感覚に違いがある場合がありますので再判定を希望する事も出来ます。

罹災証明書の調査と混同されやすいのが、地震後の余震で家が倒壊する危険度を調べる「応急危険度判定」です。

応急危険度判定は、地震後の余震等による2次被害を未然に防止するために被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行なう事で、調査結果は「危険(赤紙)、要注意(黄紙)、調査済(緑紙)」の3書類のステッカーのいずれかにより見やすい場所に表示します。これは罹災証明の調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判断するものです。

この判定で「倒壊の危険あり」とされても、少しの修築で済む場合、罹災証明書で「半壊」とされる場合があります。

災害時は、ただでさえ混乱が生じ安全や生活への不安が高まる中ではありますが、正しい知識を持つことは大きな力になりますので、罹災証明と応急危険判定の違い等、頭の片隅にとどめて戴ければと思います。



火災保険と地震保険の確認を！



今回の東日本大震災においては、甚大な被害となりました。家屋が倒壊したり、津波によって流されたり、火災で燃えてしまったり・・・。この会報を読んで戴いている関東圏内の方々には建物の被害はそれほどなかったと思いますが、こんな時だからこそ火災保険の再確認をしてみてください。

火災保険は保険の目的が建物と家財の2つに分かれます。ご自宅を購入する際、建物の保険については提案されて付保している方が多くおりますが、家財を目的とした火災保険は加入率が低いようです。

保険の内容についてもいろいろなパターンがあり、「普通火災」と称される保険は主に「火災・落雷・爆発・風災・雹災等」に限られますが、総合火災保険では前期の保証はもちろん物体の落下・飛来・衝突や水漏れ・労働争議に伴う破壊行為、盗難や不測かつ突発的な事故等幅広い保証の火災保険もあります。

保険商品を確認できたら、今度は保険金額の支払い方の違いを確認下さい。保険金の支払金額算定には、「新価実損払い」と「時価額払い」の2通りがあり、前記は万一事故が起きた際、その建物(家財)を新たに建築(調達)するのに必要な金額の実損を契約金額を限度に支払う事をいいます。後者の「時価額払い」は、同等のものを新たに建築するのに必要な金額から築年数の経過による価格の減少分を差引いた金額が支払い金額となる為、いままでの建物と同等のものを建てる事が出来ない恐れがあります。

そして、あまり知られていないのが、地震保険です。「地震によって建物が倒壊したりしたときの保険」という認識は強いものの、地震が起因した火災に対しても地震保険でのみ保証される事はあまり知られていないのが現状です。つまり通常の火災保険の加入だけでは保証されないのです。尚地震保険は、火災保険の特約扱いとなり、基本火災保険金額の最大50%までで保険金額を設定することに決められております。

支払いの基準は「全損(100%)・半損(50%)・一部損(5%)」の3パターンであり、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出によって保険の対象である建物又は家財に損害が発生した場合に保険金が支払われます。

地震保険に関しては、政府が管轄する保険ですので、どこの保険会社で加入しても保険料は一律となっています。ご加入を検討されている方は、即時お見積り出来ますので、お問合せ下さい。

なお、自動車保険にも、自然災害担保特約という特約があり、津波により車が流されてしまった場合等に保証される保険もありますが現在新規受付は制限されています。

地震が起きたら... 『我が身を守る10カ条』

- 1. まず、我が身の安全を！**
まずは、我が身の安全です。ケガをしたら次の行動ができません。揺れを感じたらテーブルなどの下に隠れ、まずは我が身を守りましょう。
- 2. すばやく火の始末！**
火を使用していたらすぐ消しましょう。その際ガスの元栓をしめましょう。
- 3. 火が出たらまず消火！**
もし火が出たら、落ち着いて消しましょう。大災害にならないためにも、初期消火はとても大事です。
- 4. 出口の確保！**
建物のゆがみで出入り口が開かなくなることがあります。ドアを開け、避難口の確保をしましょう。
- 5. あわてて外に飛び出さな！**
地震直後は、まだ余震があり、ガラスなどが落ちてきます。避難する時は、落ち着いた行動をしましょう。
- 6. 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄るな！**
狭い路地は、ブロック塀が倒れたり、門柱・自動販売機などが倒れたりして危険です。できるだけ、広い場所を通りましょう。
- 7. 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意！**
崖や海のそばにいる時は、素早く避難しましょう。崖が崩れたり、津波が来る恐れがあります。
- 8. 避難は徒歩で！持ち物は少なく！**
避難は歩いてみましょう。車を使うと渋滞し、緊急車両の妨げになります。動きやすいように、持ち物は少なくし、避難は自主防災組織などの指示に従いましょう。
- 9. みんなで協力！**
災害時には、みんなの協力が必要です。声を掛け合い、協力しましょう。
- 10. 正しい情報をつかみ、デマに惑わされるな！**
デマに惑わされると、パニックの原因になります。防災無線やラジオ、インターネット等で正しい情報を得ましょう。

非常持出し袋 最小限の必需品のポイント

持ち出し袋は体力に合った大きさ、重さのものを用意し、両手が使えるようリュックなど背負える物に入れてすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。また、食品の賞味期限、電池の残量は定期的にチェックするようにしましょう。

- 飲料水：1人1日3リットルが目安。
- 非常食：保存性が高く火を通さなくて食べられるモノ(乾パン・クラッカー・缶詰・レトルト食品・インスタント食品など)
- 医薬品：常備薬・三角巾・包帯・ガーゼ・脱脂綿・ばんそうこう・はさみ・ピンセット・消毒薬・整腸剤・持病のある方はその病気のための薬(薬品名のメモなども)
- 衣類など：衣類・防寒具・毛布・下着類・靴下・軍手・雨具・カイロ
- 懐中電灯など：懐中電灯・予備の電池・ろうそく・マッチ
- 携帯ラジオ：AM/FMが聴ける携帯ラジオ・予備の電池
- その他：タオル・ティッシュ・ウエットティッシュ・ビニール袋や布・生理用品・筆記具(油性ペン)・食器類・スプーンなど・携帯電話用の予備バッテリー・家族の写真・笛・コンパス・ナイフ・ロープ・ライター・サランラップ
- 貴重品：現金(公衆電話用に10円硬貨も)・身分証明書・預貯金通帳・印鑑・権利書・各種カード・保険証など

他にも震災時があると便利なモノがいろいろあると思います。赤ちゃんのいるご家庭では上記に加えて紙おむつ、粉ミルク、離乳食やおもちゃも必要になります。大きさや重さに気をつけながら、家族構成などを考え自分達に合った非常持出し袋を作っておくと安心です。

また、せっかく準備しても地震が起きた時、気が動転して持ち出すのを忘れてしまう可能性があります。日常的にどこにあるのか意識しておく事も大切です。

